

令和7年度 交付金公共下水道水位監視システム構築委託業務  
公募型プロポーザル方式審査要領

1 審査方法

- (1) 令和7年度 交付金公共下水道水位監視システム構築委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を開催し、第3項に規定する審査基準に基づき提案者及び提案内容を審査する。
- (2) 審査は、評価項目を点数化（満点を100とする。）して評価を行い、各審査委員の評価結果を集計し、その評価点の合計を「審査会評価点」とする。
- (3) 審査の結果、審査会評価点の最も高い者を特定者として特定する。  
最も高い評価点と同点で2者以上ある場合は、特定者は委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。ただし、審査会評価点満点の6割に満たない場合は、特定しないものとする。

2 審査会

(1) 任務

審査会は、最も適した提案者の選定に関することを審議する。

(2) 審査委員

委員は次に掲げる者とし、会長は都市建設部長があたる。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、上下水道課長がその職務を代理する。

役職 職名

- 1 会長 都市建設部長
- 2 委員 上下水道課長
- 3 委員 防災課長
- 4 委員 建設企画係長
- 5 委員 都市計画係長
- 6 委員 庶務経営係長
- 7 委員 下水道整備係長
- 8 委員 庶務経営係員
- 9 委員 下水道整備係員

3 審査に関する事項

- (1) 審査は、提案書に記載された提案内容がプロポーザル実施要領に定める条件を満たしていることを前提とし、別添の評価基準により行う。
- (2) 審査は、書類審査及びプレゼンテーション方式で行う。1提案者あたり、プレゼンテーションを30分以内とし、質疑応答は10分程度とする。なお、質疑応答で得られた回答は、提案に含むものとする。

- (3) 審査に使用するモニターは発注者が用意するが、パソコン等は提案者が用意すること。(HDMI 端子対応)
- (4) 説明は提案書に沿って進めること。ただし、システム等のデモンストレーションを実施する場合はこの限りではない。
- (5) 出席定員は4名以内とする。
- (6) 会長は審査会や、提案書等提出時に行う事前ヒアリングに際し、専門的な知識を有するアドバイザーを招集することができる。また、アドバイザーは専門分野について提案者に質疑を行い、委員に助言をすることができる。